

新型コロナウイルス感染者が 発生してしまったら

卸売市場向け

- **食品を介して**新型コロナウイルス感染症に**感染したとされる事例は報告されていません。**

新型コロナウイルス感染症の予防策を徹底してください。

・さらに衛生管理をお願いします。

- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
- 食品取扱者の**体調管理**や**こまめな手洗い**、**消毒液等による手指の消毒**、**咳エチケット**など、通常の食中毒予防のために行っている**一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。**

・感染症の予防対策を周知徹底しましょう。

- 事業所は、従業員に対し次に掲げる**感染予防策を要請**します。
 - ・ 体温の測定と記録
 - ・ 発熱などの症状がある場合には所属長への連絡と自宅待機また、せり場など不特定多数の者が集まる場所ではできる限りマスクを着用し、マスクを着用しない場合には2メートルを目安として適切な距離を保って取引を行うことを徹底するなど、事業所の実態によって感染予防策を行ってください。

・特に人が触る回数の多いドアノブなどの清掃をしましょう。

消毒液を浸したペーパータオル等で**拭き取り清掃**を行ってください。
(消毒液とは、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」で推奨される水及び石鹼による洗浄、熱水、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液(塩素系漂白剤)、手指用以外の界面活性剤(洗剤)、次亜塩素酸水(一定条件を満たすもの)、亜塩素酸水)

清掃箇所

頻繁に**手指が触れる場所**
(机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり等)

消毒用資材

・ **消毒液**と拭き取りに使う**使い捨てペーパータオル等**

- * 次亜塩素酸消毒液を扱う際には、手袋着用など十分に注意して行ってください。
- ※ 地域の保健所の指示に従ってください。

○ **卸売市場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合でも、
生鮮食料品等の安定供給の観点から、
事業を継続することが重要です。**

新型コロナウイルス感染症発生時には、
業務を継続するために必要な対応を取ってください。

・感染者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- 事業所は、患者が確認された場合には、**直ちに市場開設者、保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**
- 事業所は、**濃厚接触者**と確定された従業員に対し、**14日間出勤停止し、健康観察を実施してください。**
- 濃厚接触者と確定された従業員は、**発熱や強いだるさ、息苦しさ**を感じた場合は**保健所に連絡**し、保健所の指示に従い対応してください。

・感染者が触れたドアノブなどの消毒をしてください。

- 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（卸売場、倉庫、事務室等）のうち、**手指が頻繁に接触する箇所**（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に**消毒**（確保した消毒用資材で拭き取り等）してください。施設全体、床面など大がかりな消毒は不要です。

・食料品の安定供給確保のため業務が継続できるよう準備をお願いします。

- 事業所は、重要業務として**優先的に継続させる業務を選定**し、重要業務の継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- 事業所は、従業員の確保状況に応じた**業務マニュアルを作成**してください。

（参考）従業員の確保の状況による段階別の業務

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

第一段階（業務の内容）原則通常どおりの業務

（人員体制）早出・残業等で業務対応

第二段階（業務の内容）重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

（人員体制）早出・残業等での業務対応に加え、他部門から応援

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。